

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（17）

2. 日時：令和5年11月15日（水）13時15分～14時05分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官

澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他7名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部 次長 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

配布資料

資料1：放射性廃棄物の廃棄施設審査会合（新規制基準対応に係る設工認その9）コメント及び回答一覧表（処理場-234-1）

資料2：原科研処理場（設工認その9）の今後のスケジュール（R5.11～R6.3）（処理場-234-2）

参考資料：

第505回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

<https://www.da.nra.go.jp/view/NR100103358>

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	では、これから、昨日の処理場に関するヒアリングのRELAPを行います。それでは昨日のコメント内容につきまして、画面共有等で、その対応をご説明いただければと思います。
0:00:18	ガス理事長お願いいたします。
0:00:22	はい。こちら廃棄物処理場の北原です。それではですね、昨日のコメントについて前資料の方、共有させていただきます。
0:00:34	こちらですね、第1回から第3回分ですね審査会合のコメント及び回答一覧表でございます。
0:00:43	この中でですね、まず第1回で受けておりました
0:00:48	ものについてはですね第4回の審査会合にて説明する予定としております。
0:00:54	昨日の審査会合のコメントについてはこちらのナンバー20からになります。それでは順番に説明させていただきます。
0:01:04	まずナンバー20ですけれども、こちらですね第2回の審査会合の
0:01:10	エースコメントに対する回答に対するコメントですけれども、圧力逃し機構について平成21年3月の申請の許可書。
0:01:21	こちらの添付書類8の方では、金属溶融設備と焼却設備の安全対策として、溶融炉内の圧力が非常に情操した場合は、
0:01:31	圧力逃し機構が動作しといった記載があるということでこちらで位置付けについて自主的な位置付けの設備であるというふうに説明させていただいたんですけどもそういう設備とは言えないのではないかと。
0:01:44	ということで、減容処理棟が竣工された当時の許可書を確認することということのコメントでございました。
0:01:52	こちらについてですね、回答の方針として右側に書かせていただいておりますけれども、昨日コメントを受けましてですね、減容処理棟竣工時の許可書について記載を確認したところですね、平成21年のものと記載は同様であると。
0:02:08	いうところでしたので、もう自主的な位置付けの設備という記載についてはですね説明資料から削除させていただきますして、回答についてはまた再度検討するよういたします。
0:02:20	はい。江藤ナンバー2の説明は以上となります。1個ずつ進めたいと思います。ナンバー20について、コメントがありましたらお願いいたします。
0:02:31	質問者本人としては特にコメントございません。
0:02:35	いかがでしょうか。
0:02:41	はい。では次に十一番お願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	続きまして処理場の北原です。続きましてナンバー21 ですけども、こちらですね 第 9 編の対するコメントになりますけれども、答え廃棄物一時保管との被ばく評価についてですね。
0:02:59	こちらの評価点とモニタリングポストの位置を示してですね、モニタリングポストでは、具体的にどういう値が観測された場合に廃棄物処理場で異常が発生した可能性が。
0:03:12	合うと判断するのかを説明することというコメントでございます。
0:03:16	こちらについてはさ、原子力研究所におけるですね、モニタリングポスの位置関係を示させていただきますとともにですね、観測値から、
0:03:27	観測点が出た場合はですねどういうふうに判断をするのかというその考え方についてですね、また資料を作成して説明したいと思います。
0:03:35	ナンバー21 については以上となります。はい。規制庁渋谷で説明ありがとうございました。何か 21 番についてコメントありましたらお願いいたします。
0:03:47	小田島ですけども、会合のときに、周辺監視、
0:03:54	すいません。市立境界についてですね、例えば東側の海の方角は、人が住んでいないので、そちら側の線量についてはもっと高いかもしれないけれども、
0:04:09	この公衆被ばくという点では考慮していないというご説明がありましたけれども、それとこの敷地境界のこの外周ぐるっと一周のうち、どこは考慮して、どこは考慮してないかっていうことについてもうちょっと地図等を使って等、
0:04:27	追加でご説明いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:04:36	はいこちら処理場ですはい了解いたしました被ばくを考慮するところとしないところのその境目がどこかというところについてですね、図面で明示するようにしたいと思います。
0:04:49	はい。よろしくお願いいたします。他に規制庁側から何かございますでしょうか。
0:04:57	はい、では次、22 番をお願いいたします。
0:05:03	はい。廃棄物処理場の田原です。それでは続きましてナンバー22。ここから第 4 編に対するコメントになりますけれども、まず溢水事象の想定としてですね、溢水影響評価ガイドにあります上記、こちらが対象となっていないというコメントでございます。
0:05:20	で、許可の審査で議論がなされていないというふうな話をなりましたので、こちらの方の本設工認の審査において、確認する必要があるということで、
0:05:31	コメント 2 とポイントがでございます。こちらについてはですね、上記に対する考え方を整理しまして、ヒアリング及び次回ですねと審査会合にて説明したいと思います。
0:05:44	坂理事については以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:47	はい。ご説明ありがとうございました 22 について何かございますでしょうか。
0:05:57	はい。許可の際に、状況を考慮することが必要ないというふうには決まってるんであれば必要ないですけども、
0:06:05	高度必要があるともないとも決まってないということですので設工認で見させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:06:13	では次に 13 番をお願いいたします。
0:06:18	はい。背景症状の喜多羽田です。続きましてナンバー23 ですけども、没水の評価についてなんですけれども、こちら結果だけではなくですね評価条件や、評価日式等もですね資料に追記することというコメントでございます。
0:06:33	こちらについてはですね添付書類 2A の計算書の方にですね、つけさせていただいております評価条件等についてですね、こちらの審査会合資料の方に追記したいと思います。ナンバー23 については以上になります。
0:06:47	はい。規制とシブヤでのご説明ありがとうございました。規制庁側からコメントがありましたらお願いいたします。
0:06:56	抜粋。規制庁嶋村ですけども。はい。
0:07:01	申請書に添付されてる
0:07:06	計算書ですか。
0:07:08	を基本としていただいていると思うんですけどできれば
0:07:17	何回か前のヒアリングの時、
0:07:20	1 日後の
0:07:24	排水を考えるとときの配水管の目皿の考え方とか何かその辺点、
0:07:36	計算書には何かやってないような。
0:07:40	でもするのでその辺は、補足していただければよろしいんじゃないかと思えます。以上です。
0:07:56	大変症状ヨコボリですけどもコメント承知いたしました。衛藤はですね現在のものについてますけども少し考え方が多分、足りないところがございますので、
0:08:06	そういったところも補足して、資料の方には追記したいと思います。
0:08:10	よろしくお願いいたします。はい。他に規制庁側から何かございますでしょうか。
0:08:17	そうですね。
0:08:23	はい、では 24 番をお願いいたします。
0:08:27	はい。廃棄物処理場の北原です。続きましてナンバー24 になりますけれども、こちらですね非管理区域のSEの方ではですね教室等で職員が肉眼でですね、各地しまして、停止操作をすると。
0:08:42	ということについてなんですけれども、評価ガイド上ではですね、そういった運転員等のですね、手動操作に期待する場合はですね、保安規定、または下部規定に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	その手順を明確にすることが記載されておりますということで、これについて何か手順を、
0:08:57	定めることを考えているかというコメント、質問でございます。これに対する回答といたしましては職員等ですね、各地及び停止操作についてはですね、下部規定に定めることを検討しているということで、昨日の回答そのままになりますけれども。
0:09:12	方針としては以上となります。
0:09:14	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。24番について何か規制庁側からコメントありましたらお願いいたします。
0:09:25	戸田シブヤですけれども、この質問は杉山委員のところですね、今回の会合資料を持ってってご説明した時にですね。
0:09:37	この市職員が、センサーとして機能するというようなふうにした場合に、例えば、
0:09:46	第2廃棄物が処理棟には常時何人以上の職員がいなきゃいけないとかですね、そういうことを決めなくてはいけなくなってしまうので、かえって処理場さんの仕事が大変になるんじゃないかっていう古藤の、
0:10:02	心配が、
0:10:05	そういうコメントがありました。この施設については、多分長く使い続けるでしょうから、例えばですねそういう、
0:10:18	溢水した物が流れる合流点のところのメーターのようなところに、ちょっと何か水位を感知したBとかプールとかいうような、
0:10:28	こういうセンサーを設けるとかですね、そういう方法の方が、
0:10:33	結果的に仕事がしやすいんじゃないでしょうかねみたいなコメントがございましたので、一応お伝えいたします。
0:10:45	はい処理場の横堀です。すみませんありがとうございます。ちょっとそういったところも踏まえまして処理場内でも再度検討させていただきたいと思います。
0:10:55	ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。
0:11:00	はい、では、25番お願いします。
0:11:05	はい。廃棄物処理場のキタハラです。続きましてナンバー25ですけれどもこちら土台に配給処理等のセール排風機についてですけれどもこちら被水について特段の対策は不要であると。
0:11:17	いうことでなんですけれどもそれであるならばその万が一その被水により、停止した場合具体、どういう影響があるのかという説明を記載することというコメントでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:28	こちらについてはですね昨日も説明の通りのこととなりますけれども脚注の資料の脚注の方にですね、記載の方の通りということでセル排風機がその被水によって停止したとしてもですね、閉じ込め機能の喪失に影響するものではない。
0:11:43	セル排風機の運転がマストではないということがわかるようにですね、記載のほうを修正したいと思います。
0:11:49	ナンバー25については以上となります。
0:11:53	はいご説明ありがとうございました規制庁側からコメントありましたらお願いします。はい、規制庁ありがとうございます。
0:12:03	もう少しだけ確認をさせてください。昨日ご説明いただいた表を今見ているんですけども、ここのセル排風機自体はね、被水からの
0:12:18	機能を、安全機能の喪失っていうのは、一応その、
0:12:24	図るっていう考え方、
0:12:28	だというふう理解してるんですけども。
0:12:31	そこはよろしいですかね。
0:12:34	この安全機能、セル排風機の安全機能がなくなったからといって、直ちにね、閉じ込め機能が失われるという状況はないっていうことはわかるんですけども。
0:12:48	前提として、ここは守ろうとしているんだと。だけれども、その被水が発生しそうな、その配管の配置を考えると、
0:13:02	特段何も対策をしなくても、機能喪失は起こらない。
0:13:09	という考え方でよろしいですかね。
0:13:15	はい処理場の小堀です。そこはですねおっしゃる通りでして、三野の資料のですね 16 ページに、は系統図というかですね配管の配置と。
0:13:25	それから
0:13:27	対象の制度排風機の位置関係を示してございますけれども、直上直近はいかないことに加えて、配管にはご説明させていただいた通りホンザイかなりしっかりしたホンザイが、
0:13:41	施工してありますので、土肥清伊井によってですね、セル排風機に何か影響があるということはないということで考えております。
0:13:53	なるほど。
0:13:55	そうか。わかりました。はい。ありがとうございます。
0:14:00	はい、ほかに規制庁側から何かございますでしょうか。
0:14:10	はい。なければ、26 番をお願いいたします。
0:14:15	はい。はい九州の北原です。続きまして、コメントNo. 26 こちら第 10 編の火災防護ですけども、耐震重要度分類Bクラスの設備機器に対する火災防護、こちら

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	についてはですね実用発電炉圧発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る膠着
0:14:35	審査基準ですね、こちらを出発点としまして、防護の考え方のプロセスを整理することと、またですね、消防法に基づくですね既設設備の配置。
0:14:46	についてもですね、具体的にその防護対象機器を守るために必要十分であるということの説明することというコメントでございます。
0:14:55	こちらについてはですね、まず岡沢Bクラスの設備機器については基本的な考え方の結論に至るまでですねプロセスを整理して再度説明させていただきます。
0:15:06	ですね、防護またですね、防護対象機器を守るために必要十分な消火設備等をですね、配置しているということがわかるようにですね、こちらの説明の充実化を図っていきたいと思います。
0:15:19	ナンバー26については以上となります。
0:15:23	はい。検討シブヤです。ご説明ありがとうございました。26番について何か。
0:15:29	規制庁側からコメント等ございますでしょうか。
0:15:35	規制庁の渋谷ですけれども、ちょっとスライドの、
0:15:40	50、途中かな、58ページに表示していきませうでしょうか。
0:15:55	1-2の方のですね議会の方の、昨日の審査会合資料の58ページの表が表示できたらお願いいたします。
0:16:17	はい。そこにですね、審査会合が終わった後にですね、杉山委員からちょっとコメントがあったんですけども、3方策の感知及び消火のところの、屋外施設のところを見ると、
0:16:33	感知器の設置不要という表現が2ヶ所あって、県前のページの57ページでも不要という表現があるんですけども、増山委員がちょっと不要という言い方はちょっとどうかというコメントが、
0:16:48	やっぱりありましたので、不要というかですね、なく、
0:16:53	でも
0:16:54	大丈夫ってということなのかね。
0:16:57	あとやっぱり屋外PHITSに対するやっぱりイメージが、一つは、聞いている皆さんがやっぱり掴みにくいというのがありまして、やっぱり本生とかを示して、この、例えば、縦穴とか横穴とかがあってそこに金属の、
0:17:14	何か容器に詰めた、廃棄物が下からどンドン、かなり沿って積んで進んでいって上は、構成のふたであって、
0:17:24	そこには伝統もなければ、排風機もないからそういうケーブルすらないので、そういう、
0:17:33	全然こう燃えそうな、その引きの検証とすれば基本的には

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:38	ないってことだと思います。ちょっとやっぱりその意味が
0:17:42	伝わってないというのがやっぱりちょっと、一つあるかなということかだと思います。もう一つはですね、審査会合のときに、私の方から、ちょっと新しくちゃった建物だと思ってちょっとまっさらなところから、
0:18:00	この火災防護関係の機器を配置することをちょっと考えて、説明をしていただければという話をしたんですけれども。
0:18:11	そうするとやっぱりBクラスは、やっぱり、
0:18:16	Cクラスの産業並みの施設とはちょっと違ってやっぱり原子炉施設としての、
0:18:22	対応していこうっていうふうになると、感知器を2種類つけようとかいうところがやっぱり基本としてあって、そうなんだけれども、
0:18:33	収集、乗せるだったら放射性が高過ぎて、2種類の検知器を設置したいのはやまやまなんだけれども、やっぱり設置が、
0:18:45	そういう事情があってできないので、代わりに、同等の安全水準を書くためにこういうことをやっていくっていう。
0:18:55	だと思うので、
0:18:57	ちょっとオペ室の方はまた、考え方を考えていただきたいんですけども、やっぱりそういうふうに、上から考えていくとやっぱりちょっと、多分ひよつとしたらそういう不要っていう、
0:19:08	表現にならなくてもちょっとやっぱり、安全をしっかり守っていく、法令を遵守するっていう立場から何かもうちょっと適切な表現があるんじゃないかと思いますので、ちょっと杉山委員から、ちょっと相違。
0:19:21	多分そういう何か基本的な考え方を、ちょっと密化されたつちゅうか何とかこう、現状高度で追認してくださいみたいなちょっと雰囲気を感じるみたいなところからひよつとしたらそういうコメントをいただいたかなとちょっと思いますので。
0:19:38	ちょっと私の会社が入ってるかもしれませんが、ちょっとお願いできればと思います。
0:19:43	はい。長くなりましたけど。
0:19:48	はい。衛藤処理場の横堀です。いただきましたコメントを、趣旨も含めまして、承知いたしました。確かに
0:19:56	単純にですね、感知器の設置は不要というような記載はちょっと事業者の姿勢としてもちょっと、
0:20:03	あまり適切じゃなかったかなというふうに今、お聞きして感じましたので、ちょっとその部分はそういったところも含めてですねちょっとしっかり説明できるように準備をしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:14	本町の件も承知しました今お聞きして大体イメージがつかまりましたので、そちらもです ね、準備をしてまた改めてちょっとご説明を。
0:20:25	させていただきたいと思います。それから
0:20:28	考え方のスタートラインについてもですね今渋谷さんからいただいた通りですね、 しっかりその審査基準も踏まえまして、いろいろとやるべきところは十分理解をして いる中で、
0:20:38	処理場としてはこのような対応をとるというようなことで、しっかりそのプロセスが わかるように、資料の方はちょっと修正をしていきたいと思います。
0:20:48	はい、どうぞよろしくお願いいたします。はい。他に、コメントございますでしょうか。
0:20:54	規制庁の荒川ですけれども。
0:20:56	その最後の点なんですけれども。
0:20:59	何か処理場であったり、これお笑いの管理施設も同じなんですけれども。
0:21:07	Bクラス、施設設備についてはですね。
0:21:12	これぐらいの原子カスペシャルの
0:21:15	火災対策をしていくっていう、検討というのはされているんですかね。
0:21:39	求人。
0:21:46	はいすいません処理場のヨコボリですけれども、今のコメントに関しましてはです ね許可段階で今回の資料にもおつけしているところが現状我々で考えていたと ころの、
0:21:59	すべてというかですねその言ったところでしたので、原子炉施設のスペシャル的に 本当にBクラス、クラス分類にそういったものに対し、
0:22:11	計4枚位より深くというかですねこの資料以外のところろはちょっと議論としては 検討していない部分がございます。わかりました。
0:22:23	これは攻めてるわけじゃなくてやっぱりどこまでね、今進んでるかっていうのを、共通 理解したいなと思って聞いたところなんです。
0:22:33	それで、やっぱりBクラスなので、
0:22:38	その原子カスペシャルって言いましたけれども、一般産業施設よりは、少しね、色 をつけたような対策がやっぱり必要なのかなと思っています。
0:22:48	漆原さんも言いましたけれども、一つはね、感知器を2種類付けるっていうのが、 一つあるのかなあとと思っています。その程度かなっていうふうに僕は思ってるん ですけれども。
0:23:03	ちょっと、現状の状況も踏まえながらですね、困らない程度。
0:23:11	Bクラス。
0:23:14	であれば、こういう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	対策をするっていうのがスタンダードだ、そういうのを少し、原価県お笑い含めてですね、少し議論検討してもらって、
0:23:29	ご説明いただければなと思います。
0:23:35	はい処理場の横堀です。承知いたしましたお笑いの管理施設とのですね、情報共有しまして、ちょっと検討と一緒にさせていただいて改めて資料を作成して回答したいと思います。
0:23:48	はい、お願いいたします。
0:23:51	規制庁首藤です。次にちょっとお伺いしたいんですけど、このセルの中を何か監視してるカメラとかそういうものってないんでしょうか。
0:24:05	はい処理場ヨコボリです基本的カメラの設置はございませんので、あくまで遮へい等からの目視による確認になります。
0:24:17	はい、わかりました。
0:24:19	荒川ですけども、セルのお話が出たんですけどね。
0:24:24	僕の感觸的には、整備の対応ってこんなもんかなって僕は思ってます。使ってる時には人がらんな。
0:24:36	鉛がその前ですね、干渉してるのですぐ感知できるし、そこも使わなくなった。夜になったらですね。
0:24:46	電源は切って、火元になるようなものを全部取り除いてですね人が離れていくっていうことぐらいをしておけばですね。
0:24:56	いいのかなっていうふうに僕自身は思っています。
0:25:07	はい処理場の横堀です。承知いたしましたはい。現状、そのような対応をして水噴霧を特別つけているというところですね感知器のちょっと考え方のところ。
0:25:18	もうもう一度整理をしてですね、必要十分な対応ということが説明ができるように準備をしたいと思います。
0:25:30	はい。他に何かございますでしょうか。
0:25:35	はい、じゃ次をお願いいたします。
0:25:40	はい。はい領収書のキタハラですそれではまた、画面の共有の方へ戻させていただきます。
0:25:50	はい。続きましてナンバー27になりますけれども、こちらの火災防護に係る基本方針の中ででのコメントになりますけれども。
0:26:00	その中でですね容器に封入することがですね著しく困難な大型廃棄物の火災防護について、後のどういったものがどれだけの量あって、どこに保管しているのかと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:11	また火災防護の措置について、具体的に説明することということで、そのあとのやりとりの中で、写真、具体的にちょっと写真等をつけて、回答するようにというコメントでございました。
0:26:24	こちらについてはですね火災防護措置として不燃シートで等の対策をですね実施しているというものでございます。昨日、ありました通り今、ちょっと物量についてはまだ調査中というところこちらについては確認した上でですね写真とともに回答したいと思います。
0:26:43	ナンバー27については以上となります。
0:26:46	はい。
0:26:47	ご説明ありがとうございました。27について何かコメントございますでしょうか。
0:26:53	安全規制庁渋谷ですけども、そういった形っていうのは将来的に何頭でしたっけ解体分別保管棟でしたっけ、外にクレーンがついてる等、見させていただく方かと思いましたがそういうところで、
0:27:08	将来的にはバランスしていくっていうそういうのを待ってる状態ってそういうことなんでしょうか。
0:27:19	はい処理場のヨコボリです。そこはおっしゃる通りでして、大型の廃棄物を受入れる解体分別保管棟、そういったところで適宜順次ですね、
0:27:29	処理をしていくような形になろうかと思えます。
0:27:34	はい、ありがとうございました。他に何か。
0:27:37	コメントございますでしょうか。ご本人。
0:27:47	はい、じゃあ 28 番お願いします。
0:27:52	はい。廃棄物処理場の北原です。それでは最後、コメントNo. 28 になりますけれども、こちらも火災防護の基本方針についてということとことろでして火災対策についてですね、障防法について説明。
0:28:05	しておりたというところでは主建築基準法にもですね、その要求があるということなので建築基準法の適用がですね除外されているものでなければ建築議員法を追記することというコメントでございます。
0:28:20	こちらについてはですね、建築基準法ですね、適用についてですね確認した上でですね、資料の方に追記させていただきたいと思えます。ナンバー28 については以上となります。
0:28:33	はい、ありがとうございました。規制庁側から何かご質問等ございますでしょうか。について、いや、
0:28:39	だから今期についてちゃんともう終わっちゃってるのね。
0:28:46	はい、じゃなければ、全体を通して何かございましたらお願いいたします。
0:28:52	はい。じゃないし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	規制庁の荒川です。
0:28:59	これは審査会合で話さなかったんですけど、
0:29:05	ちょっとずっと気になっているところなんですけど、火災対策設備、
0:29:16	簡単に言ってしまうと、感知器であったり、消火設備なんですけれども。
0:29:22	これ、設けるということになってくるかと思うんですけど。
0:29:27	これは、
0:29:28	耐震はどうされるんでしょうか。
0:29:47	はい処理場のヨコボリです。今ご質問は消火設備関係感知器とか消火設備関係の、
0:29:55	耐震重要度の分類ということでよろしいですか。
0:30:00	そうですね。重要度分類もそうなんですけれども。
0:30:05	やっぱ、どういうふうに考えられているのかっていうことなんですよ。
0:30:15	すいません荒川ですけど、ちょっと惑わせてしまったかもしれないんですけど、もう少しお話をしてしまうと、その感知器とか消火設備自体はですね。
0:30:27	その重要度分類は、おそらくノンクラスだと思うんですよ。
0:30:32	SBCTレイにも当たらないっていうことだと思うんですね。ですけども、例えばBクラスの設備をね、
0:30:43	守っているというか、監視している感知器。
0:30:48	守ってるのがBなのに、Bクラスの地震が来てしまって、真っ先に感知器が、
0:30:56	機能を喪失してしまうっていうのは、
0:31:00	本末転倒な感じがするんですよ。
0:31:03	そういうふう考えたときに、
0:31:06	Bクラスの直上についてるような感知器、
0:31:10	これどういうふうに施工するのか。
0:31:14	耐震に対してですね、そういう考え方っていうのを教えて欲しいなと思います。
0:31:42	継承城野横堀です。すみませんちょっとその部分に関してですね、明確に言いますとすぐにちょっと回答ができないんですけど、ちょっときっかけの中その他施設、Sクラスを有する施設もございますので、
0:31:57	そういったところともちょっと話をさせて聞かせていただいた上でちょっと考え方をもう一度改めて回答する形でよろしいでしょうか。全然問題ないです。はい。そうしてください。
0:32:10	葛西って結構揉めるんですよ。この耐震についても、揉める話ですし。
0:32:21	先ほどの、昨日もシブヤの方からですね、話がありましたけど、
0:32:28	どういう考え方で、感知器を配置するのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:33	ていうようなところも、これ実用炉の話ですけど、揉めたんですね、相当もめたんです。
0:32:40	河西元となるような例えばポンプ、
0:32:44	の上に、
0:32:46	感知器がついているのでいいでしょうって言う事業者がいたんですけども。
0:32:53	それは違うと。消防から言わせればですね、火災区画全体を、
0:33:00	感知把握できるような配置になってなきゃ駄目だ。
0:33:05	そういうような、揉めた事例もあるので、配置の話であったり、耐震の話、これはよく、これまでの、
0:33:18	他プラントの状況も把握しながらですね、考え方を整理してもらったらいと思います。
0:33:28	甲斐処理場の横堀です。ありがとうございましたちょっと原価減も含めてですねちょっと他施設の状況も確認をさせていただいて改めてちょっと整理をして回答させていただきたいと思います。
0:33:42	はい、お願いします。
0:33:45	他に何かございますでしょうか。
0:33:48	はい衛藤イトウですけども。
0:33:50	スライドのまず 26 番のコメントの内数で対応いただくものなのかなと思っているんですが。
0:34:01	スライドの 58 ページですかね火災対策の、
0:34:06	ところ。
0:34:07	見ていただくと、
0:34:10	発生防止のところで、
0:34:12	実用上可能な限り不燃性または難燃性材料使用っていう話があって、
0:34:19	これ許可からそういう記載をされているのは承知しているんですけども。
0:34:25	藤先生。
0:34:28	使用する部分については問題ないとは思いますが、
0:34:31	できない、使用できない部分。
0:34:35	ていうのはどういうところで、
0:34:38	その部分はその他の発生防止対策とか、或いは 3 方策の別に方策で、
0:34:46	に期待をして、火災対策をするってことなのかもしれないんですが、
0:34:53	多分、なぜ、
0:34:56	カーメイトはっす名声難燃性を使用できない場合でも、
0:35:02	火災対策として

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	担保取れるのかっていう、考え方は背景で必要だと思いますので、26 番のコメント。
0:35:16	稲田の対応の一環として、お示しいただけるように整理いただければと思っております。
0:35:29	処理場のヨコボリです。今、いただいたコメントの件承知いたしました。具体的に不燃性または難燃性材料ではない部分が具体的にどういったところがあって、
0:35:42	それについてはこういったことで問題ないというような、防護の考え方を改めて 26 番の回答と合わせて説明させていただきたいと思います。
0:35:53	はいよろしく願いいたします。続いてイトウですけれども。
0:35:58	ちょっとすいません私スタートに少し遅れてしまったので、先に話は済んでいると思うんですが、
0:36:06	前回会合の回答のところで、
0:36:12	追加質問させていただいている話があってで、遮へい、
0:36:18	施設ごとの線量の積み上げについて安藤監視をするのかって話があったかと思うんですが、
0:36:32	あんまり、21 番ですよ。
0:36:36	一応ちょっと規制庁側も含めて認識合わせをしておきたいのですが。
0:36:45	今回基準要求的には
0:36:50	設置される施設においてその遮へいをどれだけ設ける必要があるのかっていう、要求との関係で、
0:37:00	一番厳しい点でどのぐらいの、
0:37:04	方針変更しエンキュー影響見込まれるのか、言ってもって遮へいを追加する必要があるのかどうかっていうところを確認しているという。
0:37:13	理解ですので、そういう意味ではこの質問は、
0:37:19	どちらかという事実確認で発生した事実確認的な質問なのかなという認識で見ますと、
0:37:29	渋谷さんそういう認識でよろしいんですかね、基準としてはそうですね後は他の方で原価県で一本のまとめ全施設まとめて一つの許可書になってるので、ちょっとやっぱり
0:37:44	辺の関係も、許可制度の件で確認はしさせていただきたいなと思ってます。はい。でもニタリングコストについては許可側では要求があって、
0:37:55	技術基準適合側では明治に設備としての要求はなかったと思うので、そういう意味でも
0:38:04	監視っていうとまたちょっと違う要素になりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:08	そういう意味でも今回の条文適合との関係では少し違うのかなと思ったので、一応ちょっとそこ認識合わせまでです。
0:38:19	これはこれとして質問について答えていただくんだけれども、
0:38:23	条文適合との関係は少し切り離れた内容になるのかなと思っているということです。はい。ありがとうございます。はい。私から以上です。
0:38:37	はい。他に何かございますでしょうか。
0:38:41	ただ最後にちょっと規制庁シブヤですけれども、認可規模を3月末となったかと思えますけれどもそれまでのちょっとその現状考えているスケジュールの流れについてご説明をお願いいたします。
0:39:06	あれでしょ。
0:39:10	スケジュール。
0:39:12	書いたものがある。すぐに、
0:39:38	非常にヨコボリですけれどもちょっと今以前お送りしている資料をちょっと画面に出しますので少しお待ちいただいてよろしいでしょうか。はい。お願いします。
0:39:51	禁止。
0:39:54	事実確認してるわけ。
0:40:03	それぐらい前のめりにやってくれる。
0:40:56	大丈夫。
0:41:05	はい処理場のヨコボリすいません遅くなりまして申し訳ありません。今共有させていただいたものが、現状ですね3月末認可後希望を我々ちょっとしておりますので、
0:41:17	ちょっとですね、きつきつというか申し訳ないスケジュール感を今お出ししてるんですけれども、一応現状ですね、昨日の第3回の審査会合で、
0:41:30	先ほどラップで確認いたしましたコメントについて、
0:41:35	また今後ですね、ヒアリング等を実施していただく。それから、第4回の審査会合の資料をもう早々にお送りしたいと思っておりますので、
0:41:46	そちらについての内容の事実確認のヒアリングということで、
0:41:50	3回ぐらいヒアリングをお願いしたいというふうに考えております。
0:41:54	ちょっと資料の提出のタイミング等もあるので12月下旬がちょっと妥当かどうかと言われるとちょっとあれなんですけれども、12月下旬に4、第4回ですね、残りの1.5円11辺。
0:42:09	のを、
0:42:11	説明それから第3回でいただいたコメントの回答を含めて日審査会合をお願いできればというふうに考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:20	第4回の審査会合資料に対するまたヒアリングのコメント等がありましたらそれについては、審査会合のコメントがあればですね、そういったところの回答をということで、
0:42:31	1回ヒアリングをお願いできればと考えておりまして、
0:42:36	それを踏まえてですね、補正の方は準備を進めていきますけれども、そのコメント回答ということで必要であれば審査会合を1月下旬にまた
0:42:47	今のところちょっと4回で考えておりましたけども4回目のコメント回答。
0:42:51	ということで第5回の審査会合をお願いできればと考えております。
0:42:56	これは並行してですね補正の準備を進めさせていただきまして、
0:43:01	今回我々の施設としてもですね管理課の方からもコメントいただいた通り、申請段階ですね、ちょっと時期が悪いものを出してしまっているということもあわせて、
0:43:14	その是正の取り組みの中で、拠点審査の中に専門部会というものを、
0:43:18	ですねしっかり審議をするということで、これに対応しますので若干、
0:43:23	所内の審査も少し時間を要しますけれども、
0:43:27	そういった審査を踏まえてですね2月の中旬には、
0:43:31	補正申請をちょっと1月下旬のですね、審査会合汚泥もすべて完了するという、見込みというかですね、想定を踏まえてですけども補正申請を、
0:43:43	させていただいて3月の、
0:43:47	パーツには認可を希望するといったような今のところそういったスケジュール感で線を引いているところでございます。
0:43:57	はい。規制庁渋谷です。スケジュールの案のご説明ありがとうございました。傾聴側何かコメント等ございますでしょうか。
0:44:11	規制庁シブヤですけども1.5円11円の御説明資料は、概ねできてる状況ってそういう理解でよろしいでしょうか。
0:44:23	はい処理場の横堀です。おっしゃる通りです。
0:44:27	もし、第3回コメントを。
0:44:31	コメント回答を4回にせずに、5回に回すんだったらもうすぐ出せるっていう認識で欲しいでしょう。
0:44:41	田井処理場のヨコボリですけども、ちょっと文書チェックとかですね最終の確認がまだ済んでおりませんが、今週中ぐらいにはですね、4回目の資料というのはお出しできる。
0:44:54	整理表はちょっとまたそこでのすぐに私はできないんですけども4回の審査会合の1.5円11日にかかる介護資料という、パワポの資料はお出しできるかと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:05	はい、わかりましたじゃコメントは即答というか、すぐに回答についてはつくれるものに、ちょっと止めていただいて、ひとまずドラフトを急いで。
0:45:16	送っていただくというのを最優先でお願いできればと思います。
0:45:22	はい処理のヨコボリです承知いたしました。
0:45:26	他に規制庁側から何かございますでしょうか。スケジュール、特にスケジュールについて。
0:45:39	中、
0:45:42	キツキツ次ですけども、利用いただいて、
0:45:47	審査書案を用意していました。
0:45:58	園長の荒川ですけど、12月の下旬の会合という、いつぐらいを考えてます。
0:46:14	15の週は最終週でした。25の週は最終週ですか。水口の駐車場。
0:46:22	水木はもうブロックされてます。角田ってするんは、疑問だし、
0:46:28	最終週ってないっすよ。
0:46:32	よっぼどのことがないと。
0:46:34	設計許可出すとかね。
0:46:38	平成17年13日。
0:46:42	ホワイエ。
0:46:43	ねらうとしたら10中89万、18の週ですよ。大丈夫でしょうね。
0:46:51	そうですね。庄子大窪ですけど18の週になろうかのでお願いできればというふうな。そうですねだから18の週でってそれに間に合うように、ヒアリングの資料とか出してもらうってこと。
0:47:07	ねえ。
0:47:09	はい、わかりました。そこら辺が、
0:47:13	共通理解が取れてれば、18の所だったらまだね。そうです。切り換えだよ。
0:47:18	それを絶えず目指して進めてあげたらね。はい。
0:47:23	毎週ヒアリングやるね。うん。
0:47:28	設定できないですね。そう。そうね。具体的には二重の周東。
0:47:34	27の週0。
0:47:36	で、20話は当然コメント会日中の中のコメント回答も含めてっていう感じ。
0:47:45	行かないと多分、OK。
0:47:48	12月用の種は、予備的な。
0:47:54	耳介でないと、ちょっと。
0:47:58	12月中は厳しい気がします。
0:48:08	難燃性ケーブルとかそんなに重い感じじゃなかったと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:19	火災のコメント回答も含めてそのスケジュールで仕上げるってということですよ。そうなんですけど、審査会合を優先するのであれば、回答幅によっては1月の間にそういう要望書部分になります。会社を優先する場合です。
0:48:37	二瓶芦沢区 11 ページ全部聞き終わることを言ってるっていう。うん。そうですねそういう選択も当然ありますね。
0:48:50	はい庄司はここで菅野さんのコメント等をですねちょっと回答に時間を要するかと思っておりますので、もし、できればですね第5回の審査会合等にまわしていただく形がとれれば、ありがたいなというふうに思います。
0:49:03	で、その分内容をちゃんと詰めたものでご説明いただくっていうお話だと思います。特にフローをお願いしたのであれば軽い仕事ではないと思っていますので、
0:49:16	はい。結構のご負担かと思えますね。
0:49:21	はい。
0:49:26	はい。
0:49:27	がスケジュールについては、お互いそんな感じで。
0:49:31	頑張ってみましょうということでもよろしいでしょうか。
0:49:34	はい。じゃあ、ちょっと。いや。
0:49:36	来週何曜日ヒアリングみたいな形も想定されますけれども、一応そういう方向で、
0:49:42	詰めてみたいと思います。
0:49:46	地上だか何かございますでしょうか。
0:49:49	はい処理場ヨコボリです。徳田処理場の方からございませんちょっと我々資料的にも言ってしまうところがあるかと思えますけども、しっかりちょっと準備をですね。
0:49:59	臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。処理場からは以上です。はい。じゃあヒアリング終わります。お疲れ様でした。
0:50:09	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。